

No.	資料名	頁	項目	質問事項	京都市回答
1	仕様書	1	4	参考資料「アクセスポイント設置箇所一覧」について 当該資料に記載の各アクセスポイント（AP）設置予定箇所について、具体的な設置図面や現状の配線図等を閲覧することは可能でしょうか。	「提供文書の取扱い等に関する誓約書（別途提供）」を提出いただくことで、具体的な設置箇所等に関する資料を提供いたします。
2	仕様書	1	4	「アクセスポイント設置箇所一覧」で、複数のAPの設置が必要となる箇所はございますか。該当箇所がある場合、それぞれに必要なAPの台数をご教示ください。	「アクセスポイント設置箇所一覧」のAP設置箇所に複数のAPが必要となる箇所はありません。
3	仕様書	1	4	「アクセスポイント設置箇所一覧」で、屋外へのAP設置が求められる箇所はございますか。ある場合、該当箇所数をお示しください。	屋外へのAP設置が必要となる箇所はありません。
4	仕様書	1	4	「アクセスポイント設置箇所一覧」に記載の既存APのうち、京都市様の所有となっているものは何箇所ございますか。また、それらのAPは本事業において再利用可能でしょうか。	既存APは、全て京都市の所有ではありません。よって、再利用は不可となります。
5	仕様書	2	(1)ア	A P 新設時の経費負担等については、公募時の見積額を基に本市と協議のうえ決定とありますが、AP新設にかかる費用は京都市様側で別途ご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 それとも、上記費用について、委託料の上限額内での対応が求められるのか、ご確認させてください。	ここで言うA P 新設時の経費負担とは、「アクセスポイント設置箇所一覧」に記載のないアクセスポイントの設置に関するもので、一覧に記載のないアクセスポイントを新設する場合は、公募時の見積額を基に本市と協議のうえ決定します。 「アクセスポイント設置箇所一覧」に記載のA P 設置箇所への設置費用については委託料の上限内での対応をお願いします。
6	仕様書	2	(1)イ	A P 新設時の経費負担等については、公募時の見積額を基に本市と協議のうえ決定とありますが、AP新設時の費用は市側で別途負担いただけることでしょうか。 この場合も、見積額は、委託料の上限額が限度になりますか。	同上
7	仕様書	2	(1)イ	A P 設置予定箇所には、既に電源は引き込まれていますか。引き込まれている場合、当該電源を本事業における機器で使用して差し支えないか、ご確認をお願いいたします。また、使用可能な電源のある設置地点を明示いただけますでしょうか。	「アクセスポイント設置箇所一覧」に記載の既存APは施設に既に引き込まれている電源を利用しており、本件においても同様にご利用いただけます。電源の設置場所については、No1で提供させていただく資料でご確認ください。
8	仕様書	2	(1)イ	本事業により電力を消費することになりますが、電気料金の負担は受託者側となるのでしょうか。その場合、月額でどの程度の費用負担を見込まれているか、お知らせください。	電気料金の負担は求めておりません。
9	仕様書	2	(1)イ	AP設置予定箇所には、ONUからLANケーブルが既に引き込まれている箇所はございますか。 LANケーブルが既設されている場合、その所有者は京都市様でしょうか。また、それらのケーブルは本事業において使用可能でしょうか。	ONUからルータやアクセスポイントまではLANケーブルで接続されています。LANケーブルや光ケーブル、ONU等の機器類は、すべて本市所有物ではありませんので、利用いただくことはできません。
10	仕様書	2	(1)イ	機器を設置する場所に関して、借地代金等が発生する可能性はございますか。 借地代金が発生する場合、平米単価（月額）の目安をお示しいただけますか。	借地代金等は発生しません。
11	仕様書	2	(1)イ	AP設置箇所の現況を正確に把握し、適切な費用見積を行うために、プロポーザル提出前の現地調査は可能でしょうか。	設置箇所等をNo.1の図面等で閲覧いただいたうえで、詳細の把握が必要な施設については、現地調査の調整を行います。 ただし、施設との調整次第ではご希望に沿えない可能性もございますのであらかじめご了承ください。